○財務省令第四十号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百七十号）の施行に伴い、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「同条第五項」を「同条第十項」に改め、同条第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第三項中「第四十一条第十七項」を「第四十一条第二十四項」に改め、同条第五項中「同条第三項」を「同条第六項」に、「第四十一条第三項」を「第四十一条第六項」に、「同条第十一項」を「同条第十八項」に、「第四十一条第十一項」を「第四十一条第十八項」に改め、同条第六項中「第二十六条の四第二十四項」を「第二十六条の四第二十二項」に、「第四十一条第十七項」を「第四十一条第二十四項」に改め、同条第八項中「第四項の規定により法第四十一条」を「第五項の規定により法第四十一条第一項」に、「第九項各号」を「第九項各号に定める」に、「第十八条の二十三の二第十一項各号」を「第十八条の二十三の二第十一項各号に掲げる」に、「定める書類及び」を「掲げる書類及び」に、「同条第十一項」を「同条第十八項」に、「第四十一条第十一項」を「第四十一条第十八項」に改める。

第五条の二第一項中「第十五条の二第三項」を「第十五条の二第一項」に、「第四十一条第十七項」を「第四十一条第二十四項」に改め、同条第三項中「同条第三項」を「同条第六項」に、「第四十一条第三項」を「第四十一条第六項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

○財務省令第四十一号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）の施行に伴い、国税質問検査章規則の一部を次のように定める。

平成二十五年五月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

国税質問検査章規則の一部を改正する省令

国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、第二十九条の三第九項若しくは第四十一条の十二第二十六項」を「若しくは第二十九条の三第九項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第七十六号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百六十九号）及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年財務省令第三十九号）の施行に伴い、勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令

勤労者財産形成促進法施行規則（昭和四十六年労働省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の十三第二号ハ中「第十八条の二十一第十四項」を「第十八条の二十一第十五項」に改める。

第一条の十四の三中「第二十六条第二十三項第三号」を「第二十六条第二十五項第三号」に改める。

第一条の十四の四中「第二十六条第二十三項第四号」を「第二十六条第二十五項第四号」に改める。

第一条の十四の五中「第二十六条第二十三項第五号」を「第二十六条第二十五項第五号」に改める。

第一条の十四の六中「第二十六条第二十三項第六号」を「第二十六条第二十五項第六号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年六月一日から施行する。

告　示

○財務省告示第百七十四号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百八十九条第一項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第二の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件（昭和六十三年十二月大蔵省告示第百八十五号）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月一日以後に支払うべき同項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき当該給与等については、なお従前の例による。

平成二十五年五月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

別表第三を次のように改める。

別表第三

その月の課税給与所得金額		税額の算式
以上	以下	
円	円	
162,500円以下	275,000	その月の課税給与所得金額×５％
162,501	579,166	その月の課税給与所得金額×10％－8,125円
275,001	750,000	その月の課税給与所得金額×20％－35,625円
579,167	1,500,000	その月の課税給与所得金額×23％－53,000円
750,001	3,333,333	その月の課税給与所得金額×33％－128,000円
1,500,001	円以上	その月の課税給与所得金額×40％－233,000円
3,333,334		その月の課税給与所得金額×45％－399,667円

（注）　税額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額をもつてその求める税額とする。

○財務省告示第百七十五号

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第二十九条第一項第一号の規定に基づき、同号に規定する所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第二から別表第四までに定める金額及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表を定める件（平成二十四年三月財務省告示第百十五号）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月一日以後に支払うべき同項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき当該給与等については、なお従前の例による。

平成二十五年五月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

別表第一中「平成25年１月１日」を「平成27年１月１日」に改め、同表㋐及び㋑を次のように改める。